

利殖商法

一度被害に遭った人を狙う 二次被害

事例

Case

5年前に未公開株を購入したが、上場されず、販売した業者とも連絡がとれなくなり損をした。最近、別の業者から連絡があり、「当時の被害を回復することができる。そのためには手続きをする費用が必要。」と手数料の支払いを求められ支払ったが、その後連絡がとれなくなった。



⚠️ 勧誘商品の事例

- 未公開株
 - 社債
 - 先物取引
 - 外国為替証拠金取引
 - 養殖業
 - 原野商法
 - 和牛預託
 - マンション経営
 - 海外紙幣
 - 天然資源採掘権
 - 仏像等美術品
- 等々
金融商品や権利等、法の規制をかいくぐる商品やサービスを勧めてきます。

アドバイス

Advice

「必ず儲かる」「絶対に損をしない」はあり得ません。利益を断定して勧誘するのは違法です。

仕組みがよく理解できない出資話、投資話には手を出さないことです。利益や元本は保証されているものではなく、**損失が発生する危険性**があります。

他の業者や公的機関を名乗り契約を勧めてきたときは詐欺が想定されるので、特に注意。契約を勧める業者は、販売業者と共に謀、または、同一の可能性があります。一度被害に遭うと、その情報を元に再度勧誘を受ける可能性が高いので注意が必要です。

★契約する前に、周囲に相談しましょう。

★万が一被害に遭ったときは、すぐに**警察に届けましょう!!**

ポイント Point

儲け話に要注意! うまい話には裏がある。
一度あつたら、二度目もあると肝に銘じよう!!